

# 令和5年度 協働事業提案制度 募集要項

## 制度の目的

志摩市は、「補完性の原則」に基づき、「志摩市のちから」を発揮し、市民一人ひとりが輝く、自立したまちづくりを実践するために、平成20年8月に「志摩市まちづくり基本条例」を制定しました。この条例に掲げた理念の実現には、地域の実情や課題に身近な市民活動団体等（ボランティア団体・NPO法人等）と市がお互いに持てる力を出し合い、地域課題の解決と発展に協力して取り組む「協働」が必要になります。

そこで、市民活動団体等の柔軟で先駆的な発想や専門性を効果的に公共サービスに取り入れ、さまざまな地域課題の解決に協働して取り組むために「協働事業提案制度」を実施します。地域で活動する市民活動団体等の皆さんが、日ごろの活動の中で、市民ニーズや地域課題を捉え、市と共に取り組むことで「こんな課題を解決できる」、「よりよいまちをつくることができる」など、蓄積したアイデアを協働事業として募集します。

なお、この制度によって採択された事業は、提案団体等と市が協議を重ね、協働により事業を実施します。

## 提案募集概要

### 【対象事業】

- (1) 市民提案型協働事業…市民活動団体等が自ら設定した課題に基づき提案1団体1事業の提案としますが、共同で提案することも可能です。ただし、代表団体を決めて提案します。

注意：本制度は、新たな協働事業を市民からの提案に基づいて実現させようというものであり、既存の活動は提案の対象となりません。ただし、既存の事業を市との協働によりレベルアップさせるなど、事業の新規性や効果の拡大が見込まれるものであれば、提案の対象となります。

- (2) 行政提案型協働事業…市があらかじめ設定した行政課題に基づき提案1団体1事業の提案としますが、要件を満たす団体等が共同で提案することも可能です。ただし、代表団体を決めて提案してください。

※ なお、令和5年度の行政課題に基づく、行政提案型協働事業の提案募集はありません。

#### 【実施年度】

令和6年度（令和6年4月から令和7年3月までに事業実施するもの）

#### 【事業期間】

事業期間は、単年度としますが、毎年度審査を経て3年を限度に継続することができます。ただし、事業期間満了時に継続して実施が見込めることが必要です。

【市負担金の上限】 1事業あたり、市の負担金額の上限は50万円とします。

### 制度の説明・事前の相談

制度の説明や事前の相談については、随時対応しますので、人権市民協働課までお問い合わせください。

### 事業提案時提出書類

事業を提案しようとする市民活動団体等は、協働事業提案書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、指定された期日までに人権市民協働課に提出してください。

- (1) 協働事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 協働事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 提案団体概要書（様式第4号）
- (4) 提案団体に関する書類で次に掲げるもの ア 前年度の事業報告書及び収支決算書の写し イ 会員、構成員等の名簿の写し ウ 団体の定款、規則、規約、会則その他これに準ずるものの写し

### 提案書類の提出方法

提出方法については、下記のとおりとします。

- (1) 事前相談期間：令和5年6月1日（木）～30日（金）

※ 提出を予定している方は、事前相談期間中に人権市民協働課に相談（来庁、電話、メール、ファックス可）をお願いします。メールやファックスの場合は、折り返し連絡しますので、昼間連絡のつく番号を記入ください。

- (2) 募集期間：令和5年7月3日（月）～31日（月）※必着
- (3) 提出先：市民生活部 人権市民協働課（市役所1階3番窓口）
- (4) 提出方法：持参、メール、郵送、FAX

## 事業対象団体

市内に事務所及び活動場所を有する市民活動団体等（※参照）で、次の（1）～（8）のすべてに該当するものとします。

※自治会、NPO法人、ボランティア団体、公益法人、事業者（営利を目的としない社会貢献活動を行う場合に限る。）、その他市内で公益活動を行う団体

- (1) 5人以上の会員で構成されていること。
- (2) 定款、規約、会則等団体の目的、組織、代表者等に関する定めがあること。
- (3) 予算・決算を適正に行っていること。
- (4) 団体の責任者及び事業責任者が特定できること。また、必要な時に連絡が取れること。
- (5) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とした団体でないこと。
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とした団体でないこと。
- (7) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とした団体でないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

## 対象事業

対象となる事業は、市民活動団体等が自ら設定した課題に基づき提案する市民提案型協働事業及び市があらかじめ設定した行政課題に基づき提案する行政提案型協働事業とし、以下（１）～（１３）のすべてを満たすものとします。

- （１） 公益的・社会貢献的事業で、地域課題や社会的課題の解決を図るために、市と協働で取組むことによる相乗効果が期待できるものであること。
- （２） 具体的効果又は成果により、市民満足度の向上を図ることができるものであること。
- （３） 協働の役割分担が明確かつ妥当であること。
- （４） 地域特性を考慮し、課題解決のための新たな視点をもったものであること。
- （５） 団体の活動目的に合ったものであり、団体の実績や特性を活かしたものであること。
- （６） 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でないこと。
- （７） 学術的な研究を目的とした事業でないこと。
- （８） 交流行事等の住民の親睦会的な事業でないこと。
- （９） 営利を目的とする事業でないこと。
- （１０） 宗教活動、政治活動を目的とした事業でないこと。
- （１１） 国、地方公共団体及びこれらの外郭団体から助成を受けている事業又は受ける予定がある事業でないこと。
- （１２） 暴力団又は暴力団員及び暴力団又は暴力団体と社会的に非難される関係にある団体と関係する事業でないこと。
- （１３） その他公序良俗に反する事業でないこと。

## 事前調整

- （１） 提案された事業の担当部署を決定し、協働事業担当部署決定通知書（様式第５号）により提案団体に通知します。
- （２） 通知を受けた提案団体は、担当部署に対し、協働事業を実施する上での課題等について、市長が別に定める期日までに事前調整を申し出てください。
- （３） 提案団体及び担当部署は、対等な立場で協議し、協働事業を実施する上での課題等の解決を図るよう努めてください。

## 選考及び事業実施までの流れ

提案された事業については、公開プレゼンテーション審査（10月頃）にて選考し、選考結果を市長へ報告します。その結果、採択された事業については、団体と市の担当部署が協議を重ねて事業を実施します。ただし、事業の実施には予算の成立が条件となります。

- （1） 公開プレゼンテーションは、選考にあたる審査委員のほか、市の担当部署職員、希望する市民も出席します。
- （2） 審査は非公開としますが、審査結果については提案団体へ通知するとともに、ホームページ等で公開します。
- （3） 事業実施には、事業内容や団体と市の役割・責任分担等について明確にした、協定書を締結します。
- （4） 事業終了後は、「協働事業完了報告書」（様式第8号）、「協働事業収支決算書」（様式第9号）および収支決算書に添付する領収書等の写しを提出していただきます。

## 提案事業の公表

選考の透明性、地域における協働への理解を高めるため、提案団体の名称、代表者氏名、事業の概要並びに審査及び選定の結果について、市のホームページ等で公表します。また、公開プレゼンテーションの来場者へは、発表団体の事業提案書一式を資料として配布いたします。

事業実施団体については、事業実施後の成果および効果、評価についても公表の対象となります。

## 対象経費(参考)

協働事業に要する経費のうち、負担金交付の対象となる経費は次のとおりです。なお、対象となる経費の中でも、用途によっては対象外となる場合があります。

不明な点はお問い合わせください。

【対象となる経費】	
報償費	講師やアドバイザーへの謝礼金など
印刷製本費	パンフレット・ポスター・報告書等の印刷製本費など
消耗品費	会議資料・チラシ・ポスターなどの用紙、材料代など
委託料	専門的な知識や技術に対し、業務を外部に委託した費用など
使用料	会場使用料など
賃借料	機材等のレンタル料など
通信費	募集案内や活動資料を送付するための切手代や宅配便料など
保険料	事業実施のためにかかる行事保険料など
※その他、事業に要する直接経費のうち、市長が必要と認めるもの	

【対象とならない経費】
団体の維持運営に係る経費
協働事業採択前の事前準備等に係る経費
他の制度により助成等を受ける経費
会議や打ち上げなどの飲食費
スタッフや参加者の交通費
領収書等により支払ったことが明確に確認できない経費
その他、事業に直接関わらない経費

志摩市 市民生活部  
人権市民協働課(1階 3番窓口)

〒517-0592  
志摩市阿児町鷺方3098番地22  
TEL 44-0227 FAX 44-5260  
✉ jinkenshimin@city.shima.lg.jp